



県章

群馬県報

平成20年
12月12日(金)
第8645号

目次

ページ

規 則

- 群馬県障害者自立支援法施行細則の一部改正(障害政策課) 2
- 群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則の一部改正(技術支援課) 2

告 示

- 補装具の製作又は修理を依頼した者が納付しなければならない額(障害政策課) 3
- 道路の区域変更(道路企画管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課) 4
- 同 4
- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 4
- 土地改良事業計画の変更に係る縦覧(同) 7
- 宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告(監理課) 7

■ 規 則

群馬県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十二月十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第七十九号

群馬県障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

群馬県障害者自立支援法施行細則（平成十八年群馬県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号備考2及び様式第一号の二備考2中「「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」」を「「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第八十号

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則（平成十六年群馬県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「財団法人群馬県農業公社」の下に「（昭和四十五年十月一日に財団法人群馬県農業公社という名称で設立された法人をいう。）」を加え、同条第四号中「社団法人群馬県林業公社」の下に「（昭和四十一年九月二十二日に社団法人群馬県造林公社という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第486号

群馬県立義肢製作所の設置及び管理に関する条例（昭和62年群馬県条例第13号）第8条の規定により、群馬県立義肢製作所に補装具の製作又は修理を依頼した者が納付しなければならない額を次のように定める。

なお、補装具の製作及び修理の受託報酬の額の告示（昭和47年群馬県告示第441号）は、平成18年9月30日限り廃止する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

厚生労働大臣が定める補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に基づく額の100分の95に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

◎群馬県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路企画管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	あら町下室田線	高崎市下室田町字町1137番の1地先から同市同字高権919番の1地先まで	前	8.5～14.5	173.1
			後	8.5～23.0	173.1

◎群馬県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路企画管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	あら町下室田線	高崎市下室田町字町1137番の1地先から同市同字高権919番の1地先まで	平成20年12月22日

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成20年11月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人ぐんま両毛増販情報センター
- 3 代表者の氏名 眞下法久
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新井町514番地14
- 5 定款に記載された目的 この法人は、不特定多数の中小企業、個人事業者、ベンチャー企業及び初めて起業を志す人々（以下「中小企業者等」という）に対して、増販・増客の業種別の成功事例を紹介し、地域経済を担う中小企業者等のマーケティング戦略の構築に関する情報の集積、共有、普及、伝導活動を行う場としての「売上増販塾」等の運営と、異業種間情報のネットワーク化の推進に関する事業を行うことを通して、地域経済活動の活性化を図り、群馬県経済の発展に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成20年11月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ノハナ
- 3 代表者の氏名 染野徹
- 4 主たる事務所の所在地 太田市新田木崎町154番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、国の内外を問わず地域に暮らす人々に対して、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また誇りを持って、地域で楽しく生きて行くことができるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
広瀬桃木両用水	理 事	再 任	大嶋正克	前橋市上泉町982番地1
	同	同	高柳計代	伊勢崎市上蓮町541番地
	同	新 任	深谷茂	前橋市野中町102番地
	同	同	横山義光	同 下細井町305番地1
	同	同	村田喜久	同 上佐鳥町259番地
	同	同	持田頼男	同 鶴光路町97番地5
	同	同	田島英男	同 上増田町560番地
	同	同	清水生二	同 中内町204番地1
	同	同	小林松夫	佐波郡玉村町大字樋越405番地4
	同	同	細井和夫	伊勢崎市波志江町1109番地
	同	同	重田忠雄	同 稻荷町551番地
	同	同	太田正雄	同 堀口町273番地
	同	再 任	高木政夫	前橋市亀里町803番地9
	同	同	矢内一雄	伊勢崎市波志江町2308番地
	同	同	貫井孝道	佐波郡玉村町大字斉田410番地
	同	退 任	林茂隆	前橋市南町二丁目62番地3
	同	同	田子修二	同 日輪寺町69番地
	同	同	矢端春雄	同 後閑町352番地2
	同	同	羽鳥昌一	同 力丸町292番地
	同	同	平野計	同 下増田町1162番地
	同	同	狩野武夫	同 西善町429番地
	同	同	根岸富雄	佐波郡玉村町大字飯塚87番地1
	同	同	赤石儀三郎	伊勢崎市今泉町一丁目1081番地
	同	同	武井文寿	同 田中町663番地
	同	同	宮田行夫	同 山王町586番地2
	監 事	新 任	金子佳弘	前橋市川端町157番地
	同	同	石原良雄	同 公田町660番地1
	同	同	五代博視	伊勢崎市葦塚町871番地1

		同	同	高木一衛	同 馬見塚町1523番地
		同	退 任	深谷茂	前橋市野中町102番地
		同	同	村田喜久	同 上佐鳥町259番地
		同	同	高橋角弥	伊勢崎市波志江町4991番地1
		同	同	重田忠雄	同 稲荷町551番地
伊与久南部	理 事	新 任		石原惣一郎	同 境下武士1529番地1
	同	同		櫻井宏衛	同 同伊与久105番地
	同	退 任		石原佐一郎	同 同下武士1450番地
	同	同		星野良男	同 同伊与久952番地
赤城西麓	理 事	新 任		桑原文明	沼田市利根町多那1594番地
	同	退 任		小林文男	同 同 同 1228番地
谷田川北部	理 事	退 任		橋本兼雄	館林市赤生田本町1486番地
	同	同		森田良一	同 羽附町1721番地
坂東大堰土地改良区 連合	理 事	新 任		太田忠典	前橋市天川原町一丁目33番地1
	同	同		大澤茂治	同 川原町780番地
	同	同		下山孝士	伊勢崎市安堀町1140番地1
	同	同		六本木光夫	同 田中島町386番地
	同	同		伊藤俊一	前橋市元総社町923番地48
	同	同		栗本章司	佐波郡玉村町大字下茂木218番地1
	同	退 任		太田正雄	伊勢崎市堀口町273番地
	同	同		都丸耕治	前橋市総社町総社2414番地
	同	同		持田頼男	同 鶴光路町97番地5
	同	同		若林喜作	同 駒形町甲445番地1
	同	同		八木光男	佐波郡玉村町大字樋越714番地
	同	同		原善亮	同 同 同 上之手2073番地2
	監 事	新 任		須田勝	前橋市西善町1050番地1
	同	同		大谷太久次	高崎市島野町640番地
	同	同		新井君男	前橋市房丸町59番地1
	同	退 任		塩野治郎	伊勢崎市末広町18番地
	同	同		相原登三代	高崎市下滝町279番地

	同	同	女屋精二	前橋市女屋町116番地1
--	---	---	------	--------------

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営赤城西麓赤城第2溝呂木土地改良事業計画(農業用排水・区画整理)を変更したいので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成20年12月15日から平成21年1月21日まで
- 縦覧に供する場所 渋川市役所

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により、公告する。

平成20年12月12日

群馬県知事 大澤 正 明

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
ウィリング株式会社	下田 和彦	伊勢崎市連取町1538番地	群馬県知事(1)第6552号	平成16年6月7日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111